第1章 総則

第1条 (CLIP Viewer Lite サービス)

CLIP Viewer Lite サービスとは、ELTRES 回線とクラウドを利用して、株式会社クレスコ(以下「当社」といいます)が提供する ELTRES データ解析ツールの利用サービス(以下「本サービス」といいます)です。また、データ解析ツールの名称は CLIP Viewer Lite(以下「本アプリ」といいます)です。当社は、CLIP Viewer Lite サービス利用者用サービス約款(以下「本約款」といいます)に従って、利用者に本サービスを提供します。利用者は、本約款に基づき本サービスを利用することができます。

第2条(本約款の変更)

当社は、本約款を本アプリ(https://clip-viewer-lite.com/doc/clip_viewer_lite_service_agreement2.pdf)にて提供します。なお、本約款を利用者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は、変更後の約款によります。

第3条 (用語の定義)

本約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
ELTRES	ソニー株式会社が策定する LPWA 通信の規格。なお、LPWA とは、Low
	Power Wide Area の略であり、消費電力を抑えて遠距離通信を実現する無線通
	信方式。※ELTRES はソニー株式会社の登録商標です。
Spresense	ソニー製の IoT 用ボードコンピュータ。
ELTRES アドオンボード	ソニー製 Spresense に接続して利用する、クレスコが製造・販売する ELTRES
	通信ボード。
LfourID	ELTRES アドオンボード上に記載された固有の 10 桁の番号。
ELTRES データ通信	ソニーの ELTRES 通信サービスを利用した IoT 専用のデータ通信。本サービ
	スでは、ELTRES データ通信のうち1分間隔、3分間隔での通信サービスをお
	選びいただけます。
IoT データ	IoT 機器から ELTRES データ通信を通じて当社クラウドに蓄積された情報。
電気通信事業者	インターネットサービスの提供に係わる電気通信サービスを提供する当社以
	外の通信事業者。
利用者	契約者、および契約者と同じ組織で本アプリを利用する者。
契約者	当社と利用契約を締結している者。
有料契約	ELTRES アドオンボードを購入したお客様が、そのボードに記載された
	LfourID にて利用できる 1 年間有料 ELTRES 通信とデータ解析ツール CLIP
	Viewer Lite の契約。

第4条(サービス内容)

- 1. 当社が提供する本サービスの内容は以下になります。
 - (1) サービスの契約単位は、ELTRES アドオンボードにある固有の LfourID 毎に契約となります。
 - (2) 契約者は、固有の LfourID 単位、またはそれらをまとめたユーザーアカウントを持つことが出来ます。 複数の LfourID をユーザーアカウントにまとめた場合は、本アプリでもまとめて複数の LfourID データを閲覧することが可能です。
 - (3) 契約した LfourID を持つ ELTRES アドオンボードでは、1 年間の ELTRES データ通信をおこなうこと ができます。
 - (4) 契約した LfourID を持つ ELTRES アドオンボードから送られてくる IoT データは、当社クラウド上に 蓄積され CLIP Viewer Lite で閲覧・分析がおこなえます。
 - (5) 有料契約者は、蓄積された IoT データの CSV 形式でのダウンロードが可能です。
 - (6) API オプションを利用して、お客様のシステムとデータ連携をおこなうことが可能です。
 - (7) 契約期間中に当社クラウドのデータベースに蓄積された IoT データは、契約期間中でかつ 1 年間のみ 保存されます。また、契約期間終了後は IoT データは削除されます。
 - (8) 有料契約の更新の際は、初回登録料は不要です。
 - (9) 有料契約者は、開発環境導入ガイド、ELTRES アドオンボードライブラリ、サンプルプログラムなどのコンテンツを全て利用することが可能です。
 - (10) API オプションの更新の際は、発行手数料が不要です。
- 2. 本アプリを利用するためには、インターネットに接続できる端末においてブラウザを利用してログイン操作を行う必要があります。本アプリの初回ログイン時のパスワード設定が完了していない場合においては本サービスを利用頂くことはできません。
- 3. 本サービスの利用には、インターネット回線への接続が必要になります。

第5条(サービス提供区域)

本サービスは、ELTRES 通信が可能な日本国内での利用のみとします。国外からの利用については、一切保証しません。

第2章 契約

第6条(契約の単位)

当社は、契約者(LfourID)につき一つの本契約を締結します。

第7条 (契約申込の方法)

契約者が初回契約を申込むときは、本約款の内容を承諾した上で、申込書において所定の事項に記入して頂きます。更新契約を申込むときは、本アプリにおいて所定の事項を入力して頂きます。

第8条 (契約申込の承諾)

- 1. 当社は、契約者から前条に定める契約の申込があったときは、審査し承諾します。
- 2. 当社は、前項にかかわらず、次の場合には、契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスを提供することが著しく困難なとき。
- (2) 契約者が本サービスの料金その他の債務の支払を怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (3) 申込の際に虚偽の申告をしたとき。
- (4) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号。以下「暴対法」といいます)第2条第2号に規定する暴力団をいい、以下同じとします)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます)、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係団体及び企業、総会屋、社会運動及び政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等、その他公共の福祉に反する活動を行う団体及びその行為者でありこれらに準ずる者及びこれらの者と密接なかかわりを有する者(以下総称して「反社会的勢力等」といいます)であったとき。
- (5) 利用者の利用用途や態様により、当社の名誉もしくは信用を著しく害するおそれがあるとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第9条(本サービスの利用開始日と利用期間)

当社は、本サービスの契約が成立した後、ELTRESE 回線の開通日を本サービスの利用開始日(以下「利用開始日」といいます)として、利用開始日から本サービスを利用者に提供します。有料契約の場合の利用期間は、利用開始日の翌月1日から数えて12ヶ月後の月末までとなります。

第10条(中途解約)

契約者が本契約を解約しようとするときは、当社所定の方法により通知して頂きます。この場合、当社所定の 手続きが完了した日をもって解約日とします。ただし、本契約におけるサービス利用料の返還は行いません。

第11条(契約解除)

- 1. 当社は、利用者に次の各号に定める事由のいずれかが発生した場合、あらかじめ契約者に通知することなく、本契約を解除する場合があります。
 - (1) 利用者が本約款に違反した場合。
 - (2) 支払停止、手形交換所の取引停止その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合。
 - (4) 破産、民事再生手続開始の申立を受け、または自ら申立をした場合。
 - (5) 反社会的勢力等に該当することが判明した場合または反社会的勢力等と関係を有していることが判明し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅 迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を 毀損し、または当社の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行った場合。
 - (7) 法令もしくは公序良俗に違反し、または当社の権利を著しく侵害すると当社が判断した場合。
- 2. 前項に基づき本契約を解除した場合、契約者は、本契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払って頂きます。
- 3. 第1項に基づき本契約を解除したことで当社が損害を被った場合、当社は、契約者に対して当社が被った一切の損害を請求します。なお、第1項に基づき本契約を解除したことによる利用者の損害については、当社は、何ら責任を負いかねます。

第3章 料金

第12条(料金の支払義務)

- 1. 当社が提供する有料契約での本サービスの料金(以下「利用料」といいます)の内容は以下に定めるものとします。ただし、CLIP 学習教材「動かして学ぶ IoT と AI」として提供する場合は個別契約にて定めるものとします。
 - (1) 初回登録 3,300 円
 - (2) 年間利用 13,200 円(ELTRES データ通信 1 分間隔)、または 11,000 円(ELTRES データ通信 3 分間隔)
 - (3) API オプション API キー発行手数料: 3,300 円、年間利用料: 5,500 円 ※金額はすべて税込みです。
- 2. 前項の初回登録料は、本契約の初回のみ発生し、更新時は不要です。ただし、一度解約した後、再契約となった場合は初回登録料が発生します。また、API オプションの API キー発行手数料は、API キー発行を発行する際のみ発生します。ただし、本サービスの申込と同時の場合は免除されます。
- 3. 第1項の利用料は、月割りや日割りはしないものとします。また、契約者が本契約を解約した場合であっても、既に支払済の利用料の返金はしないものとします。

第13条(支払方法)

- 1. 利用料は、別途当社が定める支払方法(銀行振込)に従ってサービス提供前に支払って頂きます。
- 2. 契約者は、契約更新の際は別途当社が定める支払期日までに支払って頂きます。

第4章 利用者の義務

第 14 条(利用者の義務)

- 1. 利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号の義務を負います。
- (1) インターネットを経由して通信を行う場合、経由する全ての規則に従うこと。
- (2) サービス利用履歴及び本アプリ内のデータについて全ての責任をもち、そのデータのバックアップは利用者の責任において行うこと。
- (3) 自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要なインターネット回線、端末、ブラウザアプリ等(以下「サービス利用環境」といいます)を準備すること。
- 2. 本サービスの利用に関して、利用者が第三者に対して損害を与えた場合、または利用者が他の利用者もしくは第三者と紛争を生じた場合、利用者は、自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何ら迷惑及び損害を与えないものとします。
- 3. 利用者が本サービスを利用することにより第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合、 利用者は、当社に対してその損害を賠償するものとします。

第5章 サービスの利用制限

第15条(利用の制限または停止)

- 1. 当社は、次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を制限または停止することがあります。
 - (1) 技術上、保守上、その他当社の事業上やむを得ない事由が生じたとき。
 - (2) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変、伝染病・感染症の流行、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるとき。

- (3) 利用料の全部または一部について、支払期日を経過してもなお支払われないとき(当社がその支払の事実を確認できないときを含みます)。
- (4) 契約者の資産または信用の状況が悪化し、本サービスに関する債務の履行が困難になるおそれがあると 認められるとき。
- (5) 第8条 (契約申込の承諾)、第17条 (禁止事項) または第19条 (権利義務譲渡の禁止)の規定に違反したとき。
- (6) その他、法令に違反しまたは当社が停止すべきと判断したとき。
- 2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を制限または停止するときは、サービスサイト等によりあらかじめ利用者に通知します。ただし、当社が緊急に制限または停止すべきと判断した場合等は、この限りではありません。

第16条(知的財産権等)

本サービスに関する著作権、特許権、商標権、意匠権、実用新案権、ノウハウその他の全ての知的財産権(以下「知的財産権等」といいます)は、当社または当該権利を有する第三者に帰属します。

第17条(禁止事項)

- 1. 利用者は、本サービス利用にあたり、次の各号に該当する行為を行わないことにつき承諾して頂きます。
 - (1) 不正な手段を用いて当社が本サービスを提供するために使用する設備や本アプリ等に接続する行為。
- (2) 当社の承諾なく本サービスを利用して営利目的の活動をする、またはそのおそれのある行為。
- (3) 本アプリの全部または一部を複製、翻案、翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為、またはそのおそれのある行為。
- (4) 本アプリの全部または一部を有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する、またはそのおそれのある行為。
- (5) 認証キー及び利用者 ID を不正使用する行為。
- (6) 当社の承諾なく本サービスを利用者以外の第三者が利用できる状態にする、またはそのおそれのある行為。
- (7) 当社または第三者の知的財産権等を侵害する行為または侵害するおそれのある行為。
- (8) 当社、及び第三者の財産、プライバシーを侵害する行為または侵害するおそれのある行為。
- (9) 当社、及び第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社、及び第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (10) 本サービスが提供する情報等を第三者に対して、以下に該当する情報とともに送信する行為。
 - ①暴力的または残虐的表現を含む情報
 - ②わいせつな表現を含む情報
 - ③自殺・自傷行為を助長する表現を含む情報
 - ④薬物の不適切な利用を助長する表現を含む情報
 - ⑤反社会的な表現を含む情報
 - ⑥上記の他、当社が不適切と判断する情報。
- (11) 本アプリに蓄積された情報を不正に書換または消去する行為。
- (12) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (13) マルウエア等の不正プログラムを送信または格納する行為。
- (14) 本サービスの提供に支障を与える行為または与えるおそれのある行為。

(15) 前各号の他、法令もしくは公序良俗に違反し、または当社及び第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為。

第18条 (サービスサイト等)

- 1. 利用者に提供されるサービスサイト等については、その著作権、ノウハウ等の知的財産権の全てが当社または関係する権利保有者に帰属します。
- 2. 当社は、以下の各号に定める目的の範囲内で、利用者の本サービスの利用状況やサービス利用履歴等を取得できるものとし、本契約の終了後、当社は、当該利用者のデータ等について削除する権利を有するものとします。
 - (1) 本サービスの運用・管理
 - (2) 本サービスの障害発生時の原因究明とその障害復旧
 - (3) 本サービスの利便性の向上
 - (4) 本サービスの付加価値サービスの調査・開発
- 3. 利用者は、サービスサイト等を本サービスの利用の目的にのみ利用することができ、当社の承諾なく本サービス以外の目的では利用できません。

第19条(権利義務譲渡の禁止)

利用者は、本契約に基づく権利または義務を第三者に譲渡しないことにつき承諾して頂きます。

第6章 損害賠償、免責

第20条(損害賠償)

- 1. 利用者が本サービスの利用に関して、利用者の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、利用者は、当社が被った損害を賠償して頂きます。
- 2. 利用者が本サービスの利用に関して、第三者に損害を与えた場合または第三者と紛争を生じた場合であっても、当社は、一切の責任を負いかねます。万一、当社が他の利用者や第三者から責任を追及された場合、当該利用者は、その責任と費用において当該紛争を解決し、当社にいかなる責任も負担させないことにつき承諾して頂きます。

第21条(責任の制限)

- 1. 本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかった場合は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、利用者の利用料の減額請求に応じます。
- 2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります)について、24時間毎に日数を計算し、その日数に対応する部分に限って利用料の減額請求に応じます。
- 3. 前二項の規定は、当社に故意または重大な過失がある場合には適用しません。

第22条(サービス提供の終了)

1. 利用者は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの全部または一部の提供を終了する場合があることについて承諾して頂きます。

- 2. 前項に基づき、当社が本サービスの全部または一部の提供を終了したことに伴い本契約を解除する場合は、サービスサイト等によりその旨を周知します。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 3. 当社は、第1項に基づき本サービスの全部または一部の提供を終了したことにより生じた利用者の損害については、一切の責任を負いかねます。ただし、当社に故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。

第23条(動作保証)

- 1. 本サービスは、本アプリ内に表示する推奨環境以外の環境での利用について、一切の動作保証をしません。
- 2. 推奨環境の利用であっても、サービス利用環境等によって、本サービスや使用する端末に不具合を及ぼす可能性があります。

第24条(免責)

- 1. 当社が利用者に対して負う責任は、本約款に定めるものが全てであり、これを超えて、利用者が本サービスの利用に関して被った利益の喪失、データ損失等にかかる損害、その他一切の損害(財産的損害か非財産的損害かを問いません)について、当社は、一切の責任を負いかねます。ただし、当社に故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。
- 2. 当社が利用者に対して損害賠償責任を負う場合、その損害賠償の範囲は、当該利用者に現実に発生した通 常損害の範囲に限られ、かつその総額は当社が当該損害の発生迄に当該利用者から受領した利用料の額を上 限とします。ただし、当社に故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。
- 3. 当社は、本サービスが利用者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、継続的に利用できること及び不具合が生じないことについて、明示または黙示を問わず何ら保証しません。
- 4. 以下の各号の事由に該当する場合、当社は、一切の責任を負いかねます。
 - (1) 電気通信事業者及びインターネットプロバイダ等に起因する障害・工事等のため本サービスが提供されなかった場合。
 - (2) 電気通信事業者及びインターネットプロバイダ等の通信設備のシステム負荷、帯域制限等により、本サービスの一部または全部が提供されなかった場合。
 - (3) 本契約締結後に電気通信事業者が提供するサービスエリア外で本サービスの全部または一部が利用できなかった場合。
 - (4) 本約款において当社が指定したもの以外の端末、方法等を用いて本サービスを利用した場合。
 - (5) 前各号の他、天災地変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、利用者が本サービスを利用できなかった場合。

第7章 個人情報の取扱

第25条(個人情報の取扱)

当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報を適切に取り扱うものとします。(https://www.cresco.co.jp/privacy_policy/index.html)

第8章 雑則

第26条(法令またはガイドライン等に定める事項)

利用者は、本サービスの提供または利用にあたり、法令またはガイドライン等に定めがある事項については、 その定めに従って頂きます。

第27条(分離可能性)

本約款のいずれかの条項またはその一部が消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有します。

第 28 条 (準拠法)

本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠します。

第29条(紛争の解決)

- 1. 本約款の条項または本約款に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議します。
- 2. 利用者及び当社は、本約款の条項または本約款に定めのない事項について訴訟の必要が生じたときは、訴額に応じて東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 (実施期日)

本約款は、2024年3月1日から適用します。